

榛 東 村

福祉用具購入の手引き

榛東村役場健康保険課介護保険係 TEL0279-54-2211

令和6年4月

1. 概要

福祉用具のうち、貸与になじまない性質のもの（入浴や排泄等に用いる福祉用具）で、日常生活の自立を助けるために必要と村が認める場合に購入費が支給されます。

2. 支給要件

1) 対象者：介護保険の要支援、要介護と認定され、在宅で生活する人

※介護保険施設や病院などへの入所、入院中（外泊を含む）は利用できません。

2) 対象となる福祉用具

種目	機能または構造等
腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る ①和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するもの（腰掛け式に変換する場合に高さを補うものを含む） ②洋式便座の上に置いて高さを補うもの ③電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの ④便座、バケツ等からなり、移動可能である便座（水洗機能を有する便座を含み、居室において利用可能であるものに限る。設置に要する費用は給付の対象外）
自動排泄処理装置の交換可能部品	レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等または介護者が容易に交換できるもの（専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる）
排泄予測支援機器	膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの ※令和4年4月から追加
入浴補助用具	入浴に際して座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具で、次のいずれかに該当するもの ①入浴用いす（座面の高さが概ね 35cm 以上のものまたはリクライニング機能を有するもの） ②浴槽用手すり（浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの） ③浴槽内いす（浴槽内に置いて利用できるもの） ④入浴台（浴槽の縁にかけて、浴槽への出入りを容易にできるもの） ⑤浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差解消を図るもの） ⑥浴槽内すのこ（浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの） ⑦入浴用介助ベルト（居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するもので、浴槽への出入り等を容易に介助できるもの）
簡易浴槽	空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるもの（取水または排水のために工事を伴わないもの）

移動用リフトの つり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること
固定用スロープ	段差解消のためのものであって、取付に際し工事を伴わないものに限る
歩行器（歩行車を 除く）	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る ・車輪を有するものは、体の前および左右に囲む把手等を有するもの ・四脚を有するものは、上肢で保持して移動させることが可能なもの
単点杖、多点杖 （松葉杖を除く）	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

※「固定用スロープ」「歩行器」「単点杖、多点杖」については、貸与と販売の選択が可能です。

3) 購入できる事業所

保険給付の対象となるのは、県の指定を受けた事業所での購入に限ります。

県の指定を受けている事業所は、群馬県のホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/>）で確認してください。

※群馬県以外の指定を受けている事業所は、ワムネット（<https://www.wam.go.jp/>）で確認してください。

4) 購入するためには

担当のケアマネージャー（介護支援専門員）に相談してください。担当のケアマネージャーがいない場合には、指定販売事業所の福祉用具専門相談員に相談してアドバイスを受けてください。

3. 支給限度基準額

福祉用具購入費の支給限度基準額は10万円です。

このうち、現に福祉用具購入に要した費用の9割（一定以上所得の場合8割または7割）に相当する額を保険給付します。

○支給限度額管理期間は、同一年度（4月1日から翌年3月31日まで）の一年間です。

○同一種類の福祉用具購入費の支給は一度に限りますが、当該福祉用具が破損した場合、用途及び機能が著しく異なる場合等、村が必要と認めるときは再度購入することができます。事前にご相談ください。

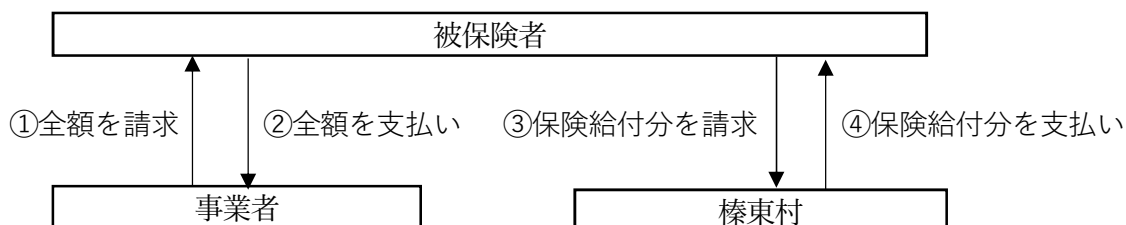
○領収書記載日の被保険者の負担割合に応じて、9割（8割または7割）分を福祉用具購入費として支給します。

4. 支給方法

福祉用具購入費の支給については、以下の2通りの方法があります。

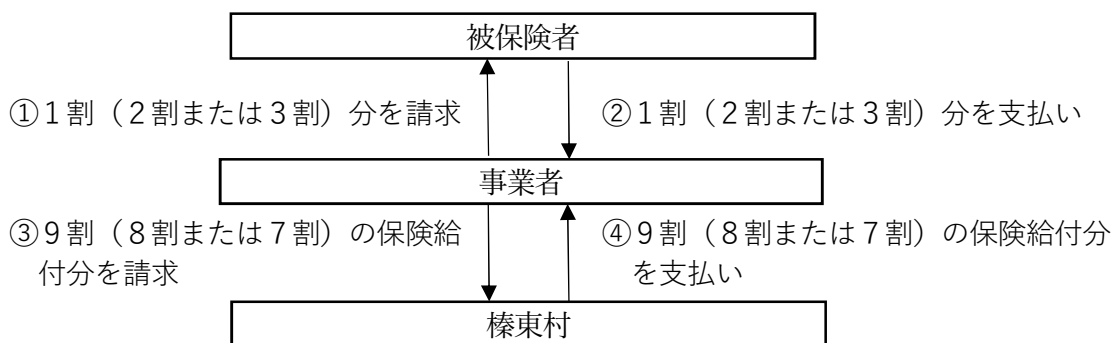
1) 償還払い

被保険者が事業者へ一度費用の全額を支払い、後で村から保険給付分の払い戻しを受ける方法



2) 受領委任払い

被保険者が事業者へ費用の1割（一定以上の所得者の場合は2割または3割）を支払い、村が保険給付分を事業者へ支払う方法



■受領委任払いを利用できる方

介護保険料の滞納がなく、受領委任払いによらなければ資金捻出が困難で福祉用具購入ができない人に限ります。ただし、当該被保険者が要介護認定申請中、区分変更申請中の場合や入院・入所中の場合は、受領委任払いは利用できません。

5. 申請に必要な書類

1) 償還払いの場合 ※償還払いは、福祉用具の購入後の申請のみです。

- ①介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- ②領収書
- ③販売証明書
- ④カタログ、パンフレット等の購入した用具が分かるもの

⑤ [被保険者本人以外の口座へ振り込む場合のみ] 委任状

2) 受領委任払いの場合 ※受領委任払いは、事前と事後のそれぞれの申請が必要です。

■事前申請

※事前申請書の提出から審査決定まで、おおむね一週間程度かかります。

①介護保険特定福祉用具購入費受領委任払い承認申請書兼同意書

②見積書

③カタログ、パンフレット等の購入した用具が分かるもの

■事後申請

①介護保険特定福祉用具等購入費支給申請書（受領委任払い用）

②領収書

③福祉用具販売証明書

④介護保険特定福祉用具等購入費請求書（受領委任払い用）

6. 留意事項

1) 同一種目の購入について

福祉用具購入費は、同一年度（支給限度額管理期間）で1種目1回に限られています。

用途や機能等が違う場合は購入できますが、同一用途の用具については、既に購入している用具が破損等により使用できなくなった場合に限り、再購入が認められています。

古くなった、汚れた等の理由により新しいものを再購入することはできません。

同一種目を購入する場合は、必ず事前にご相談ください。

その他、著しく介護の程度が高くなった等の特別な事情がある場合も、必ず事前に相談してください。

〈例〉昼夜で過ごす場所が違うため、ポータブルトイレをそれぞれ購入したい。

→同一品目になるため、認められません。

〈例〉浴槽用すりと入浴台をそれぞれ購入したい。

→同じ種目（入浴補助用具）になりますが、用途や機能が異なるため、それぞれ購入することができます。

2) 介護認定審査中の福祉用具購入について

原則として、要介護または要支援の認定を受けていることが必要ですが、緊急を要する場合は、

認定結果が決定される前に福祉用具を購入することは可能です。

ただし、認定が非該当になった場合は支給できません。

3) 入院・入所中の福祉用具購入について

入院・入所中で退院・退所の見込みがある場合は福祉用具購入が可能です。万が一退院・退所しなかった場合は支給できません。なお、入院・入所中で一時帰宅のために福祉用具を購入した場合も、対象外です。

4) 被保険者が死亡した場合について

福祉用具を購入し被保険者が死亡した場合は、生前に福祉用具を利用していることが給付条件です。申請者は相続人になります。

5) 被保険者が生活保護を受給している場合

生活保護を受給している被保険者の福祉用具購入については、介護保険担当への申請と併せて生活保護担当にもご相談ください。

※40歳以上 65歳未満で生活保護受給中の要介護認定者（みなし2号）の方は、介護保険の被保険者ではないため、介護保険による福祉用具購入に係る承認・支給申請は受け付けられません。生活保護費より介護扶助として全額支給することとなりますので、諸手続きについては生活保護担当へご確認ください。